

高等職業訓練促進給付金をご利用ください

母子家庭のお母さんや、父子家庭のお父さんが、就職の際に有利な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担を軽減するため高等職業訓練促進給付金を支給します。また、修了支援給付金を養成課程修了後に支給します。

平成28年4月1日から准看護師も対象に加わります。

■支給額 (平成28年度入学者)

○高等職業訓練促進給付金(月額)	
市民税非課税世帯	100,000円
市民税課税世帯	70,500円
○修了支援給付金	
市民税非課税世帯	50,000円
市民税課税世帯	25,000円



■支給期間 修業期間の全期間ただし、上限は2年です

※3年課程の場合、3年目は母子父子福祉資金貸付金により支援します。

■対象となる人

児童扶養手当の支給を受けている人、または同等の所得水準にある母子家庭の母や父子家庭の父で過去にこの促進給付金または、同様の給付金を受けていない人

■対象となる資格

看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、准看護師

■手続き

事前に福祉課への相談が必要です。相談の結果、対象となる人は申請書を提出していただきます。

▼問い合わせ 福祉課 こども係 ☎75-6118

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が

平成28年4月1日から施行されます

これにより、国の行政機関や地方公共団体等および民間事業者による「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」が求められます。

	①不当な差別的取扱い	②障害者への合理的配慮
国、県、市町等	禁止(してはいけない)	義務(しなければならない)
民間事業者 (会社やお店など)	禁止(してはいけない)	努力義務(するように努力する)

①不当な差別的取扱いの例

- 障害を理由として、サービスの提供や入店を拒否する
- 本人を無視して、支援者や介助者や付き添い者のみに話しかける
- 障害を理由に付き添い者の同行を求めたり、拒んだりする

②合理的配慮の例

- 耳や目が不自由な人に筆談や読み上げなどを行う
- 高い所に置かれた商品などを取って渡す
- 本人が希望する方法で丁寧でわかりやすい説明を行う



▼問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823